

第4回 佐野市政策審議会会議録（概要）

- 日 時
平成28年11月8日（火）午後3時00分～午後4時19分
- 会 場
佐野市役所 6階 大会議室C・D
- 出席者
審議会委員：三橋伸夫、島田勝久、観堂義憲、林 香君、野城良弘、島田嘉内、
廣瀬正道、上岡良雄、大芦 宏、出井 修、青木 勇、上岡昭子
北岡篤哉、小林紀夫、上岡 裕、橋本喜美子

事 務 局：総合政策部長、政策調整課長、政策調整係長、健康医療部長、
市民病院管理課長、病院建設準備担当主幹、事務局職員
- 傍聴者
10名
- 会議経過
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 答申書（案）について
 - 4 その他
 - ・答申書について11月中に市長へ提出
- 会議概要
三橋会長
本日の審議事項については答申書の案ということで、事務局より説明をお願いします。

政策調整課長

答申案についてご説明させていただきます。2枚仕立てになっており、まず1枚目が書式です。政策審議会の会長名で、市長に答申という形で書面を提出したいと考えております。

2枚目をご覧ください。こちらが答申の内容となります。まず、市民病院の設立から公設民営への切り替えまでの経過を入れさせていただきました。

次の4行目からが今回の市からの諮問の内容です。市の方針では、公設民営による指定管理者制から、さらに民間運営のノウハウの発揮が期待できる民設民営という段階に進みたいという市の方針を記載しました。

次の本政策審議会からが答申の中身になると思います。こちらについては、読み上げさせていただきます。

本政策審議会では、今後とも佐野市の地域医療（特に田沼・葛生地域）を担い、市民の安心安全を確保する拠点病院として、市民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献していくという観点からも市民病院の存在は不可欠であり、その為には佐野

市民病院を民間に譲渡し、今以上の医療サービスの向上を目指すという市の方針について概ね理解するという結論に至りました。

なお答申にあたって、特に留意する事項として下記の意見を付記いたしますので、市においてはこれを最大限尊重し、地域の医療ニーズを的確に捉え、安定した経営を図り、市民から信頼され利用しやすい市民病院の存続を望みますとなっております。

会長から話がありましたとおり、以上の点で対応し切れなかったものということで、付記事項として3点挙げさせていただいております。

1点目、市は、民間譲渡について、市民はもとより患者及び医療スタッフに対して十分説明すること。

2点目、市は、民間譲渡後についても、譲渡先に医療サービスの向上に取り組ませること。医療サービスとして今回挙げさせていただいたのが、診療科目の存続、救急医療、国保診療所との連携、それと現在まだ取り組みが行われていない2次救急輪番制への復帰など具体的にあげました。

3点目、市として市民病院担当のセクションを設置し、関係機関と十分に協議、連携をし、地域医療を守り市民生活の安定に寄与することということです。

なお、この付記事項については、前回、前々回、委員の皆様からご意見をいただいた事項を十分考慮し、表現等は違うにしても、内容については十分意向を尊重した付記事項とさせていただきました。

以上3点を今回の答申に当たって、付記事項ということでつけさせていただき、概ね理解するものとし、付記事項の3点を十分尊重した上で市民病院の存続をお願いするというような内容にさせていただきました。

三橋会長

この答申書(案)について、委員の皆様から忌憚ないご意見を頂きたいと思います。

答申書の本文、又は付記事項でも構いません。お気づきの点があればご発言をいただきたいと思います。

小林委員

付記事項の(2)に疑義がありまして、民間譲渡後の民設民営になった市民病院に市が意見を言って、その意見が通るのかという疑問です。

逆に、譲渡先への譲渡条件として、診療科目の存続、2次救急輪番制への復帰などを提示すればよりよいのではないかと思います。

三橋会長

小林委員の疑義、譲渡条件と解釈してよいかどうかということについてですが。

小林委員

その解釈ではなくて、譲渡後にどれだけ市の影響力が担保できるのかが疑問であって、医療サービスの向上というのが譲渡先への条件になるのではないかという意見です。

政策調整課長

今、委員からご質問・考え方についてですが、現在、民間譲渡を方針として決めているところです。譲渡先の選定、及び譲渡条件については、今後、担当の市民病院管理課で十分協議していくことになると思われます。今回答申いただいた内容については、譲渡先を決定していく中で、条件の中に入れて十分協議をしていくというような

解釈でいるところです。

小林委員

民間譲渡後についてもという文言について、どういう理解になりますか。

政策調整課長

民間譲渡後ということですから、民間譲渡するときの条件として様々な条件が入ります。その条件も各自治体で変わりますし、民間譲渡も自治体ごとにやり方がありません。我々としては、民間に譲渡してしまえば後はもう何も関係ないのだということではなく、市として地域の医療体制を守るためにも、譲渡先と連携が取れるような形で譲渡を考えていくというような理解をしていただければと思っており、付記事項の(3)のような、連携するためのセクションも必要だろうということで、挙げさせていただいています。

三橋会長

民間譲渡後についてもというフレーズですが、これは、譲渡前の病院経営のその事業者との交渉、つまり譲渡前については言うまでもなく、譲渡後も関係を切らずに市の意向を反映できるような体制を築いておくということですかね。

島田嘉内委員

文言自体はよろしいのではないのでしょうか。これは答申書であり、この審議会の契約書ではないですよ。譲渡後の譲渡先に対する市からの要望ということなので、言葉も問題ないのではないのでしょうか。

上岡良雄委員

この答申案については了解とします。島田委員、小林委員の意見に関しては、今までに各委員から各問題点が幾つか出ておりましたので、それらは十二分に譲渡先の医療機関に対し伝達されるものと思っています。

意見として、民間譲渡ということですが、譲渡の方法としては、一般公募が基本だと考えるわけですが、応募者がいなければやむを得ないということで、随意契約という制度がありますが、この場合、相手方の言いなりになるおそれが想定されますので、今までの各委員から出た様々な意見等を慎重に留意しながら、相手方に臨んでほしいと思っています。

また、要望事項については、この答申書にも載っておりますが、地域医療の継続、それから医師初めスタッフの確保等も文言の中に含まれているものと思っていますが、第3回政策審議会のときに市から報告のありました、民設民営化の方針に決定した理由事項についても、十二分に伝授してもらえればと思っています。

それから、市当局は、市民の不安要因を的確に捉えて、民間譲渡に当たってもらいたいと思っており、そのため、当初申し上げました譲渡方法について考えがありましたら、説明いただきたいと思えます。

三橋会長

譲渡方法の現時点での見通しについて、差しさわりのない範囲でお答えできたらと思います。

市民病院管理課長

市民病院の民設民営についての答申をいただいた後になりますが、委員からいただいた要件も含め、市民病院の継続という点で、最もよい譲渡方法を十二分に検討しながら、譲渡先の選定先については協議していきたいと考えています。

橋本委員

付記事項の（２）に国保診療所との連携とありますが、ここに大学病院との連携を入れていただけないでしょうか。

市民病院管理課長

大学病院との連携についても、これまで以上に強いつながり、連携を保つような、市民のサービスの向上につながるような連携の仕方を模索していきたいと思っています。

島田勝久委員

「等」という言葉を追加すれば良いのではないのでしょうか。等と入れれば橋本委員のご意向は入りますよね。

政策調整課長

先ほどの説明で、医療サービスの向上という中に、診療科目の存続、救急医療、国保診療所との連携、２次救急輪番制への復帰という文言を入れさせていただきました。その中に大学病院との連携という文言を入れていただきたいということだと思しますので、委員の皆さんで協議していただいて、それを審議会の意見ということでまとめていただければ、対応していきたいと思えます。

三橋会長

この場で入れるか入れないか。

島田勝久委員

大学病院以外にも病院はいろいろあるので、等という字を入れれば全てが包含され整理されるのではないかなと思います。

観堂委員

大学病院にこだわるのであれば、国保診療所や大学病院等というような形で、ここに等という字を入れたほうが良いと思います。

林委員

大学病院との連携という文言を入れたほうが努力目標としてはわかりやすいかもしれないですね。

三橋会長

国保診療所や大学病院等との連携として…

林委員

大学病院だけではなく、がんセンター等医療機関はいろいろありますから。

島田勝久委員

等という字を入れるべきだと思います。

三橋会長

そのように文言を追加修正させていただきたいと思います。

上岡昭子委員

(2)についてですが、譲渡に当たりという文言にしたほうがいいと思います。診療科目の継続や、2次救急輪番制への復帰に強い意向があるということ、ある程度条件として強い形で言っていたら、その方向性をきっちり出していただきたいと思っています。だから、取り組ませるというよりも、取り組んでいく方法を見ていくとか、一緒に作り上げていくというようなニュアンスの文言を取り入れてほしいと思います。

三橋会長

譲渡に当たりという文言よりは、譲渡後についてもという文言のほうがより決意が出ている気がしますし、取り組ませるという文言も、やはり佐野市の決意、民設民営にしても手が切れるわけではないという強い思いが表れているので、今おっしゃられた上岡委員の意向にも十分沿っているのではないかと思います、いかがでしょうか。

指名をさせていただいて大変恐縮ですが、前回の議論で意見を頂いておりませんでした大芦委員及び観堂委員、この答申案に関してご指摘を賜りたいと思います。

大芦委員

答申案の内容はこのままでよろしいのではないかなと思います。ただ何点か意見があります。まず私は佐野農協の者で佐野厚生病院の役員であり、2カ月に1回会議に出席していますが、病院経営はどこも大変で、資材費の問題、特に薬剤費に対する消費税の問題などがあります。薬を患者に出すとき、患者から消費税分をもらうことはできません。厚労省は、薬価差益を前提とした増税を言っているのでしょうか。今日8%分の消費税を払うことは経営上大変であるという意味で、消費税の損税という大きな問題があります。

また、県の地域医療構想の中で、人口に対して急性期病床が多過ぎるとの指摘もあるようです。医療費を削減するためにベッドを減らすというような構想があるのですが、反面、慢性期病床が少ないという問題もあります。そのため、入院が長期化すると、退院を促されるというようなことがあります。そのような入院が長期化した場合のその後方病院、慢性期診療ができる施設の増設も将来検討の必要があるのかなと感じております。

さらには、これまでも多くの意見が出ているようですが、医師、看護師の確保が難儀でして、大学へ推薦をお願いに行ってもなかなか医者が招聘できないと聞きます。特に麻酔科や泌尿器科、産婦人科等が難儀みたいです。中でも特に麻酔科と泌尿器科は医師が足りないようです。経営内容の良いところというのは、やはり医師や看護師の人数も十分に足りているというデータもあるようです。

将来、地域医療を考えるのであれば、難しい問題ではありますが、やはり地域を挙げて医師を養成する必要があると思います。佐野高校や佐野日大高校といったような市内の各高等学校から、大学の医学部へ行く人に対しての奨学金制度を設け、大学卒業後、例えば10年なら10年といったように定められた期間を市で指名した病院に勤

めれば返済を免除するといったような制度を設けなくては、医師を招聘することは難しいと思います。難しい問題ではありますが、このようなことを将来は佐野市全体で考えていく必要があるのかなと思います。

三橋会長

具体的なご提言も頂きありがとうございました。では、観堂委員いかがでしょうか。

観堂委員

このままでは予想される佐野市の負担、つまりは佐野市民の負担が膨大なものになるのは間違いないことから、民間譲渡はやむをえないと私も考えています。物事は小さな政府のほうがいいと思っています。ただし、民間譲渡に伴い発生する懸念材料は潰していく必要があります。また、(2)ではその具体的な方法を列挙してあり、答申としてはこういうものかなと思っています。

ただ、(2)について先ほど、民間譲渡後の市との連携に関する懸念、文言上の問題が指摘されました。それについてはこのような表現にしたらと思います。市は、民間譲渡後についても云々という文言から、市は、民間譲渡に当たり譲渡先に、医療サービスの向上を譲渡後も継続的に取り組ませることという文言に変更すれば良いのではないかと思います。

三橋会長

具体的に先程の件ですね。懸念を解決できるという具体的な文言をご提案いただきました。

今の観堂委員のご提案について、上岡昭子委員、小林委員、あるいは橋本委員、いかがでしょうか。

小林委員

観堂委員より提案していただいた文言のほうがより良いかなと思います。

三橋会長

その時点時点というか、より明確にどの時点でどういうことをとのお話ですから、気をつけて進めるということで、より具体的になると。

出井委員

基本的に、この付記事項で了解ですが、今回の民設民営化は現医療法人、これがターニングポイントになるのではないかなと考えるのです。特に今、市民ファーストという言葉が台頭しておりますが、市民のことを考えるのであれば、やはり今の医療法人の経営に対する意見も十二分に踏まえた中で検討すべきではないかと思います。それが、市民の医療に対する不安感、あるいは医療関係のスタッフに対する不安感を取り除かせることにつながるのではないかと思います。

そこで、(1)に、現医療法人の経営方針等も十分に踏まえてといったような言葉があればなお良いと思うのですが、いかがでしょうか。

三橋会長

(1)に、現医療法人の経営方針等も十分に遵守した上で、といったような文言を加えるということですね。

市民病院の現状についてきちんと市民、患者、医療スタッフのみならず、経営サイ

ドの認識といたしますか、十分配慮してコミュニケーションをとるという趣旨でよろしいですか。

出井委員

この機会が大きなターニングポイントになるのではないかと強く感じるものですから、そういう意見を申し上げました。

廣瀬委員

大体この答申の内容はいいと思います。ただ、(1)の関係で出ていたのですが、市は民間譲渡について十分説明するようになっておりますが、これまでに3回の政策審議会を経て、その後下野新聞でも民設民営について公表されました。そこで初めて患者さんも民設民営になることを認識したといっても過言ではないと思います。それまでは、市民病院は潰れるのではないかとこの噂が頻繁にあったのです。私も患者の1人として週3回通院している身なのですが、実際に患者同士が話しているのを耳にしたことがあります。そのような現状を顧みますと、民間譲渡について、市民はもとより患者及び医療スタッフに対しての十分な説明が必要だということは、上辺だけではなく、もっと気持ちを込めた市の対応が必要になると思います。

ですから、機械的な説明という今までのやり方ではなくて、もっと真心を込めたやり方ではないと、市民病院の関係というのがなかなか伝わらないのではないかと思います。

三橋会長

今のご発言の趣旨で、具体的な表現のご提案はございますか。

廣瀬委員

私も今まで行政の方々と話す機会が多々ありましたが、物事の説明を上辺だけで進めることが多かったと感じます。私たちがこれまでの3回の審議会で話し合ったことを、市民に十分伝えるためには、機械的ではなく心を込めて説明する必要が出てきます。そうしなくては十分に理解できないという人も多数いるわけです。新聞で読んだから方向性はなんとなく理解できたといっても、十分に理解できてなくては不安が残ってしまいます。看護師さんの中でも、仕事を辞めなくてはならないと勘違いしている人がいます。そのような不安を残す方たちに対しても、心を込めた説明をすることで不安を解消させることが必要になってくると思います。

三橋会長

そうしますと、十分説明することという文言を、くどいかもかもしれませんが、十分な説明を尽くすこととか

廣瀬委員

文言よりも説明内容を充実させることを強く求めます。

三橋会長

少し戻りますが、出井委員の発言の趣旨、理解できなかったのですが、具体的には。

出井委員

ちょっと思っていたものですから、発言しましたが、この文章でわかるのは分かるのです。

三橋会長

大丈夫ですか。ほかには。

林委員

(3)について、市民病院担当のセクションということではなく、とにかく市民の健康も含めて、地域医療のセクション、予防医学も含めたものです。セクションというもどのくらいの規模、1人でもセクションなのか、そのようにもとられがちなので、もう少し大きく包括できたほうがよりいいし、ただ唯一市がやることとして、説明も重要ですが、ここがとても重要な部分だと思っていますので、セクションという言い方だと、本当に1人配置しておけばいいということになってしまうとまずいなと思います。

三橋会長

そうすると、市民病院担当という人は、市民病院を初めとする地域医療を担当するといったような文言になりますかね

野城副会長

今でも健康増進課の中に病院担当はあるわけです。そこへ新たに市民病院の担当のセクションを設置して、これ充実させるのかなと解釈していたのですが。

林委員

どうしても縦割りという部分が出てくるので、それが今まであるのはあって、それに対する業務はもう決まっていると思うのです。ただ、今回の民設民営が非常にいい意味の起爆剤、佐野市の地域医療に対するもっと大きく変えていく一つのチャンスだというふうに位置づけた場合にどうなのかなと、担当の部署があるのは分かるのですが、逆にその部署まで含めて、横のつながりをきちんと統括できるくらいの規模と、人材を入れていただきたいという根拠があるのですけれども、文言だとどうなのがいいかなと思うのですが。

小林委員

林委員の意見に追随となりますが、従来から、県の地域医療構想はあるのだと、その地域医療構想について、佐野市としてどのような地域医療の構想を描いていけばいいのかという議題がこの議場でも話題になってきました。それを踏まえた上で、佐野市の地域医療構想、地域医療のビジョンの全体像を示して実行していけるようなセクションという意味だとなお良いのかなと思います。

ですから、県の地域医療構想だと、では佐野市はそれについてどう考えて、どういうビジョン、全体像をつくっていくのというのが佐野市としては見えていないのでというところがあります。

三橋会長

お二人のご意見でキーワードとして出てくるのは、地域医療を統括する部署で、現在あるものを組み直してということでしょうか。

上岡昭子委員

地域医療構想は、ある一つの健康に係る部署で、全体としての構想を立てていかなければならないと思うのです。今現在も、予防医療に力を入れていかなければ経営の面でなりたないというのが、方向性としてあると思うのですが、譲渡後、市民病院がこのままぽんと投げ出されてしまわないよう、経営状況に関する問題点などを住民や病院から聞いたりできる、そういう橋渡しができるような部署を設け、一緒に地域医療を充実させていくという部署をつくるのかなと解釈したのですが、どのような考えでしょうか。

上岡良雄委員

付記事項（３）のセクションの問題について、組織とか機構改革については、市役所のあるべき姿、もちろん市民の要望等現状を踏まえた上で市の方針で決定していくわけですので、セクションを設置しということで、設けるという事については、これでよろしいのではないかと思います。

上岡裕委員

廣瀬委員がおっしゃった、（１）について、真心を込めた説明をしてみてもどうかというのは、今の体制で行えるかどうか、その後の皆さんの話の中で、もうちょっと総合的なビジョンがあったらいいのではないかという話であるならば、この付記事項（１）、（２）、（３）の順番を入れ変える、例えば（３）を一番上に持っていくことで、市が積極的に関与して説明もするし、その後の民間譲渡もこのセクションがしっかりと面倒を見るというような形で、構造のところから変わっていくという形をとる必要があると思います。今の順番では、（１）、（２）を経て最後にその組織ができるといったような形になってしまうので、最初から組織があり、そこが統括して地域医療も見ると、この民間譲渡の案を担うし、その後のチェックもするといったような形にしたら良いのではないかと思います。

三橋会長

ただいまの順番を入れかえてというご意見について、ある意味優先順位を必ずしも表現しているとは見ていなかったのですが、優先順位をつけて取り組む順番というものがあるのかもしれないけれども、その主体の中身を初めにまず明確にすることかと思いますが、先ほどの上岡良雄委員のお話だと、これでもう市としては十分決意表明されているという趣旨だったと思いますが、入れかえるという意見について…

青木委員

今までいろいろなご意見をお聞きかせいただいて、私の結論は、この答申案でいいと思っています。ただ、私ども一番心配していることは、付記事項の（１）から（３）すべて、主体が市ということになっていますので、これからの市の取り組み方及び付記事項を十分担保できる交渉を市にお願いしたいと思っています。

委員の方の様々な意見が出ている中、確かに答申ですから細かいことを全部取り入れてもきりがありませんので、当然議事録が残ります。こちらを市のほうに十分尊重してもらい、今後の交渉というのは全て市が行うわけですし、我々の意見は市がこれから取り組む中の意見として反映していただくということで、私はこのままでいいと思います。

それから、付記事項の順番ですが、私は順番に序列がないと思って見ていましたの

で、色々な見方があるなと思い聞いていました。

三橋会長

なかなか取りまとめが難しくなりましたが、様々なご提案をいただいて、これを全部反映するのが本来望ましいと思いますが、そこは付記事項の簡潔性ということもあると思います。他に何か新しい観点はございますか。

橋本委員

この答申自体が、市にこうしてもらいたいとか、付記事項では、市はこういう気持ちをもっと誠心誠意説明してほしいとか、委員の皆さんに多くの貴重なご意見いただきました。しかし、この答申も付記事項も、病院に出す案ではなくて市長に出す案であり、この政策審議会の案として市長にお願いしますよということだと思しますので、主体的に考える方法でいるのかなと思います。

この答申については、私たちが話してきたことが全部入っていると思います。また付記事項について、上岡委員がおっしゃった貴重なご意見もありますが、付記事項(1)は私たちが患者や市民が不安なのですよということをこの審議会の中でしていたと思います。それで(1)に、時系列でいっても民間譲渡する前に市民、患者、医療スタッフに十分説明するということが必要になるので、1番でいいのかなと思います。

(2)は、民間譲渡後についても、医療サービスの向上に取り組ませるということがこの会の案ですよ。三橋会長がおっしゃったように民間譲渡に当たりという文言のほうは文章的には柔らかいのですが、私たちの考えとして出すことを考えれば、この強めの表現のままでいいのかなと思います。

最後に、(3)について、関係機関と十分に協議、連携をしてというのが入っているので、私たちの希望としても付記事項を3つ掲げたことも含め、十分に今までの討議された内容が反映されていると思うので問題ないと思います。

私が先ほど述べ、皆さんにも認めていただいた大学病院等との連携という文言が追加されれば、個人の意見としてこれでいいと思います。

三橋会長

まとめていただいたようなところがありますが…

島田勝久委員

一つ聞きたいのは、譲渡がスムーズに行われ民設民営になったときのタイムスケジュールはどのようになっているのですか。というのも、さきほどの上岡委員のご意見で、初めにセクションを設置するというものがありました。市がセクションをつくっている間に、民間譲渡の話がどうなっていくか分かりませんが、そのような状況で、セクションが設置され任命される前に、新聞で公表されたとなれば、住民の方には説明を始めなくてはならないわけですから、タイムスケジュールはどのようになるのか確認したいなど、それからもう1点(3)についてですが、セクションを設置し、関係機関と十分に協議というこの文言の中で、関係機関というものがよく分からないのと、新しいセクションが譲渡先と協議しなくてはいけないと思うので、関係機関の前に、譲渡先及びという文言を加えることで、セクションと譲渡先が十分に協議するということが強調できると思うので、譲渡後の整理をこのセクションにきっちりやっってもらおうという意味でも、譲渡先という言葉を加え入れたら良いと思います。

三橋会長

先ほどの橋本委員のご発言に従うのであれば、そこはこの審議会としての理解の範囲でいいわけですから、タイムスケジュールや具体的な方法を確認した上で書き直すというのも事務局としても辛いと思いますので、1番目、2番目、3番目という前後関係という意味を持つのではなく、いずれについても滞りなく取り組んでほしいという認識でよろしいかと思います。それともう1点のご発言の趣旨ですと、関係機関の中に譲渡先が入るか入らないかという理解ですが、譲渡先と明記すればより確かなものになりますね。

野城副会長

いろいろ聞いておりますと、市民病院担当のセクションを設置するというのが、設置したセクションで病院の移譲先を決める、そんな意味合いでとれたのですが。それは現在、市民病院管理課が担当して盛んにやっているところですので、このセクションというのは譲渡先や条件等が決まった後、絶えずそこと連携をとり合うという意味合いで書かれていると理解していたのですが、いかがですか。

政策調整課長

整理します。(3)の付記事項についていろいろなご意見、ご懸念があります。こちらにつきましては、今副会長からお話があったとおり、現在、民間譲渡あるいは譲渡先の条件、譲渡先を決めるに当たっては、市民病院担当の部署があります。ただ、民間譲渡後は廃止になる可能性がありますので、民間譲渡が成立した後も市民病院がこちらで提示した条件どおりやっているかなどを確認していく部署、セクション、部門、担当、そういったものを残す、あるいは新たに作るというような意味合いでこちらは入れさせていただきました。

また、譲渡先という文言を入れたほうがより確かなものになると今思っています。

また、関係機関という文言については、やはり病院というのは市だけでは対応できない部分もありますので、県、あるいは佐野市の医師会、そういったものも含めた関係機関と十分協議をしながら進めていくという意味でこのような内容としました。

最後の地域医療を守りという文言は、林委員がおっしゃられた地域医療全体を統括する部署、佐野市全体のビジョンの中に市民病院というのがあるわけですが、佐野市厚生病院もありますので、そういったものも含めた中で地域医療を守り、市民病院が民間に移譲されてしまったから、もう市は関係ないよということではなくて、そのようなことを含めた形でここには書かせていただいたわけですが、もしこのあたりが分かりづらいということであれば、先ほど島田勝久委員から言われた譲渡先という文言を入れる、あるいはこの地域医療を守るという上に、その全体ビジョンに関する文言を入れるということで完璧になるのかなと思うのですが、ここにつきましては、市民病院担当が譲渡後になくなる可能性が高いので、それを防ぐためにこのような表現で委員皆様のご意向を尊重し入れさせていただきました。

三橋会長

それでは、そろそろ取りまとめたいと思います。

付記事項の順番を入れかえてみてはどうかというご意見をいただきまして、確かに説得力はあるのですが、ただこの審議会としてその交渉に当たっていくというわけではございませんし、具体的な進展等は今の段階では十分見通せるわけではありませんので、この付記事項については、それぞれ独立しており前後関係があるわけではない、このように解釈していただければ、順番としてはこのままでよいのではない

かと思えます。

それから、付記事項のそれぞれの表現について、(1)では、十分説明することという文言がこの原案どおりで良いか、多少心もとないというご意見もございましたが、いかがでしょうか。

それから、(2)では、観堂委員から、民間譲渡に当たり、譲渡後についてもというご提案がございました。しかし、私の意見としては、このままでもその趣旨は十分通じると思えますので、その文言は変えずに、国保診療所や大学病院等との連携というように、大学病院等という文言を挿入するというので、いかがでしょうか。

それから、(3)について、こちらでも多数ご意見を頂戴いたしました。現在も市民病院を担当するセクションはあるとのことですが、譲渡後の市民病院と市の橋渡しの役目を担う窓口、セクションをしかるべきタイミングで新たに設置し、そのセクションで地域医療の統括も行うといったような説明が先ほど事務局からございましたので、この審議会としては、そういう形でこの文章を解釈し、譲渡先及び関係機関という文言に修正することで、より明確にするということはいかがでしょうか。また、(3)の残りの文章はこのままで良いかということですね。つまり、付記事項の修正は、(2)と(3)でよろしいでしょうか。

島田嘉内委員

これまで4回、委員の皆さんで大変熱心に討論いたしました。あとは、もう答申の段階になっていますので、会長及び事務局に答申書を確認していただいて、我々はその写しをいただく形で、大きく変わっているところがあればまた意見を申し上げますが、ほとんどこのまま修正する必要はないと思っていますので、会長に一任という形で私はお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

細かいところまで皆でみると、まだまだ時間がかかることになると思いますが、会長にも大変負担がかかると思います。この原案自体は大変よくできていると思いますし、会長と事務局が取りまとめをやっていることですので、あとはお任せしたいと思うのですが。

三橋会長

いかがでしょうか。

(「賛成」と言う者あり)

三橋会長

今私が申し上げた内容でご了解いただけるのであれば、10～15分ほど休憩をとっていただいて、その間に事務局で文面を修正していただきますので、委員の皆さんに確認してもらい解散という流れが確実かと思えます。いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

三橋会長

それでは暫時休憩をいたします。

(休 憩)

三橋会長

それでは、皆様おそろいですので、再開したいと思います。

お手元に修正後の答申書(案)が届いたかと思えますので、ご確認いただきたいと

思います。

答申書の本文については、修正はありません。まず付記事項（２）の２行目です。国保診療所や大学病院等とのということで、「や大学病院等」という文言が挿入されました。

それから（３）ですが、１行目の後半です。譲渡先及び関係機関と十分に協議ということで、「譲渡先及び」という文言が挿入されました。

修正箇所は、以上２カ所です。

これで、市長宛てに答申として手渡したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

三橋会長

ありがとうございます。

４回にわたりまして、非常に短期間に集中的に審議をさせていただきました。その都度、大変忌憚のない貴重なご意見を賜りまして、本日の答申の取りまとめに至りました。ご協力大変感謝いたします。

ただ、これで問題が解決したわけではございません。この先、市民に対する説明も十分に尽くすことのほかに、その譲渡先を選定していくこと、ここが一番大きな課題になると思います。その場合、やはり現況を判断する必要があり、また譲渡先との交渉は非常に重要なものになると思います。市民、患者あるいは医療スタッフの方々の利益を守りつつ、地域医療の向上と継続を進められるような環境を確保していく、非常に大切な交渉をしていただくことを審議会から事務局にお願い申し上げ、閉じさせていただきます。